

シリーズ

第2回

「医療費の状況」

庄原市国保の将来のために

保健医療課国保年金係

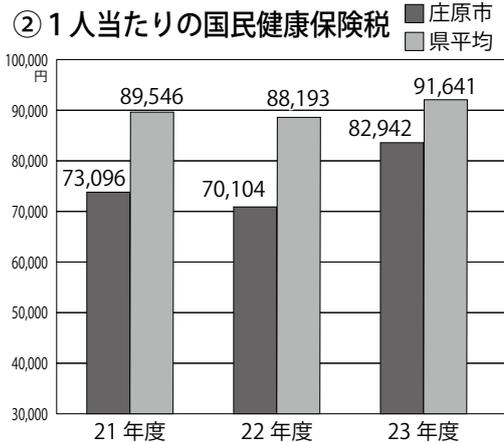
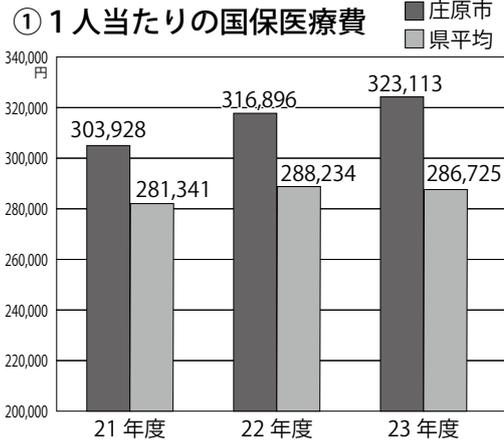
☎0824-73-1158

本市の国民健康保険ではどのような疾病に係る医療費が多いのでしょうか。

今回は、医療費増加の状況や、その医療費の疾病分類別件数の状況をお知らせします。

1人当たりの医療費が増えています

グラフ①のとおり、国保加入者に係る1人当たり医療費は県平均と比べ



て約13%多く、さらに年々増加しています。

一方、グラフ②のとおり、1人当たりの保険税額は県平均より約1割低い状況です。このまま医療費が増加し続けると、国保財政がパンクしてしまいます。

皆さんの健康に対する心がけが医療費の抑制につながり、将来の保険税の負担増加を抑制することにもつながります。

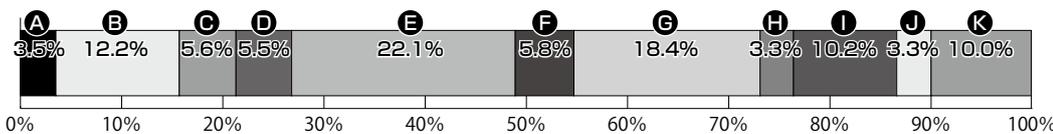
高血圧などの循環器系の疾患がトップ

本年5月診療分での、疾病分類別レセプト件数の割合では、高血圧性疾患をはじめとする循環器系疾患が全体の22.1%と最も多い

状況です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、重症化する

と脳梗塞や慢性腎不全につながる恐れがあります。早期発見・早期治療であなただけの健康を守り、家計と国保財政の将来的な負担を減らしましょう。

- A 新生物(がん、白血病など)
- B 内分泌、栄養、代謝疾患(糖尿病など)
- C 精神および行動の障害(統合失調症、うつ病など)
- D 眼および付属器(白内障など)
- E 循環器系の疾患(高血圧、脳梗塞など)
- F 呼吸器系の疾患(ぜんそく、肺炎など)
- G 消化器系の疾患(胃炎、歯周疾患など)
- H 皮膚・皮下組織の疾患(皮膚炎、湿疹など)
- I 筋骨格系の疾患(関節症、腰痛症など)
- J 損傷、中毒(骨折、やけどなど)
- K その他(割合が3%に満たない分類の計)



国保Q&A

Q 柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師で保険証が使えますか？

A 外傷性の捻挫や打撲などは使えますが、日常生活で生じた肩凝りや腰痛・マッサージなどは使えません。

また、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、保険を使うには医師の同意が必要です。(一旦全額自己負担となりませんが、申請し審査で決定すれば自己負担分を除いた金額が払い戻されます。)

〈保険が使える場合〉
 ・外傷性の捻挫や打撲、挫傷
 ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

〈保険が使えない場合〉
 ・日常生活での単なる肩こり、腰痛など
 ・症状の改善がみられない長期の施術
 ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
 ・仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付対象)